

## 複合施設の設置及び運営に関する懇談会設置要綱

平成21年9月4日制定  
21 荒総総第 1125 号  
(副 区 長 決 定)

### (設置)

第1条 複合施設（図書館、（仮称）吉村昭記念文学館、児童育成施設）を整備するに当たり、施設の在り方等について検討するため、複合施設の設置及び運営に関する懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 懇談会は、複合施設（図書館、（仮称）吉村昭記念文学館、児童育成施設）の在り方等について検討を行う。

### (構成)

第3条 懇談会は、次に掲げる者の中から、区長が委嘱する委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者 4名
- (2) 区議会議員 8名
- (3) 地域関係者 6名
- (4) 区職員 3名

### (分科会)

第4条 懇談会には、複合施設を構成する各施設についての検討を行うため、次に掲げる分科会を置く。

- (1) 図書館・文学館分科会
- (2) 児童育成施設分科会

2 各分科会の委員は、第3条に規定する委員のうちから、次に掲げる者につき、第6条で規定する座長が指名する委員をもって構成する（区職員を除く）。

- (1) 学識経験者 2名
- (2) 区議会議員 4名
- (3) 地域関係者 3名
- (4) 区職員 3名

### (委員の任期)

第5条 委員の任期は、懇談会及び分科会が第2条に規定する検討を終了したときまでとする。

(座長)

第6条 懇談会に座長と副座長を置く

- 2 座長は委員の互選によりこれを定める。
- 3 座長は懇談会を代表し、会務を総理する。
- 4 副座長は、委員の中から座長が指名する。
- 5 副座長は、座長を補佐し座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(分科会長)

第7条 第4条第1項に規定した各分科会に分科会長と副分科会長を置く。

- 2 分科会長は委員の互選によりこれを定める。
- 3 分科会長は分科会を代表し、会務を総理する。
- 4 副分科会長は、委員の中から分科会長が指名する。
- 5 副分科会長は、分科会長を補佐し分科会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 会議の招集は懇談会においては座長、各分科会においては分科会長が行う。

- 2 懇談会及び分科会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 座長及び分科会長は、必要があると認めるときは、懇談会もしくは分科会に委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 懇談会の庶務は総務企画課において処理し、図書館・文学館分科会の庶務は教育委員会事務局、児童育成施設分科会の庶務は総務企画課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、懇談会及び分科会の運営に必要な事項は、座長が別に定める。